

集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析 ＜平成 20 年度プロジェクト研究成果報告書＞

平成21年 7 月 3 日
農林水産政策研究所

はじめに

農林水産政策研究所（以下「政策研」という。）では、平成 19 年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）の下、各地域で集落営農組織の設立等が地域農業や農業経営等にどのような影響（効果）を及ぼしているかについて継続的に把握し、今後の地域農業の発展方向と農業構造の変化を予測するための研究を 19 年度より実施している。本報告では、このプロジェクト研究の 2 年目の研究成果を紹介する。

なお、20 年度は、経営所得安定対策導入後 2 年目ということで、組織立ち上げの動きが一段落し、経営の安定化・発展に向けた動きや法人化の動きが出てくると考えられたことから、これらの動きを分析することに重点を置いた。また、同対策導入後初めての収支決算に関する分析を行い、今後の経営の安定化・発展において鍵となる所得配分に関する分析を新たに行った。さらに、こうした分析を行うに当たっては、19 年度にも実施した地域ブロック別、集落営農組織立ち上げ前の状態別の分析に加えて、組織の運営目的や組織の営農を担う者（組織の作業で中心的な役割を果たす者）の違いにより経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられたことから、これらの点を考慮して調査対象組織を類型化し分析を行った。

研究方法

本研究では、経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられた集落営農組織を中心に調査を実施することとし、農林水産省経営局、各道府県の普及組織の協力を得て抽出された集落営農組織及び認定農業者の中から、経営所得安定対策への加入集落営農組織の地域別分布を考慮して調査対象を決定した。2 年目の平成 20 年度においては、まず、全体的な集落営農組織の経営実態を把握するためのアンケート調査（500 組織に対して実施し、有効回答数は 382）を実施した⁽¹⁾。その結果も踏まえて、前年からの継続調査対象に補充を行い、最終的に 77 集落営農組織（前年度 69 組織）、認定農業者 30 人（前年度 30 人）に対する現地調査を行い、その結果について分析を行った。

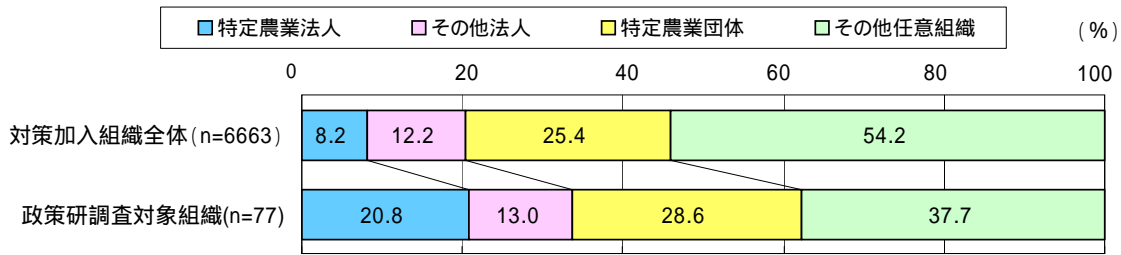
また、集落営農組織の分析を地域の特性を十分に踏まえて行うために、前年度、大学、試験研究機関、普及組織等の参画も得て構築した研究ネットワークのスキームを、2 年目も活用して共同での現地調査、調査結果の分析を行った。

調査対象組織の位置付け

アンケート調査の結果も踏まえ、調査票の改訂、調査対象の拡充を行い、平成 20 年 7 月から 21 年 2 月にかけて現地調査を実施した。

最終的な調査対象 77 組織（前年度 69 組織）と経営所得安定対策に加入している集落営農組織全体とで、組織形態別の集落営農組織割合の比較を行うと、本調査対象組織の方が法人の割合が高く、その他任意組織の割合が低くなっており、その他法人、特定農業団体の比率については、大きな差は見られない（第 1 図）。

なお、集落営農実態調査（農林水産省統計部）における加入数は 6,663 組織で、うち任意組織が 5,302 組織、法人が 1,361 組織となっている。



第1図 組織形態別に見た集落営農組織の割合

資料: 集落営農実態調査(平成20年2月)、農林水産政策研究所調べ

集落営農組織の安定化・発展に向けた取組みの特徴

1. 集落営農組織の類型化と安定化・発展の状況

平成20年度においては、19年度から連続して調査を行った集落営農組織が67あることから、集落営農組織の安定化や発展の状況について時系列での分析を行うことが可能になったので、それら67組織における2年間の経営の安定化・発展の状況を分析する。

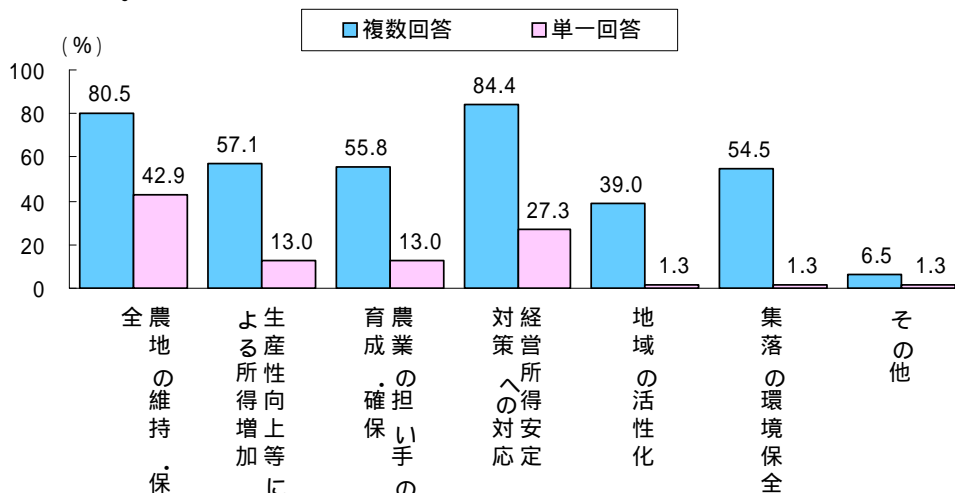
(1) 集落営農組織の類型化

集落営農組織の経営の安定化・発展の方向性は組織の性格によって異なると考えられることから、組織の性格の違いを踏まえた分析を行うため、組織の運営目的や組織の営農を担う者(組織の作業で中心的な役割を果たす者)の違いにより調査対象組織を類型化して、類型毎の経営の安定化・発展の方向性の相違を明らかにする。

1) 組織の運営目的の相違

調査対象集落営農組織の運営目的を見ると、「複数回答可」という条件の下では、「経営所得安定対策への対応」が84%と最も多く、続いて「農地の維持・保全」が81%となっており、他の目的も高い回答率となっている(第2図)。しかしながら、「最も重視したもの」という「単一回答」になると、「農地の維持・保全」が43%と他の目的に比べて回答割合が高く、次いで「経営所得安定対策への対応」が27%で続いている。

なお、「最も重視した運営目的」を地域別に見ると、「農地の維持・保全」は、近畿、四国、九州等の西日本で回答割合が高く、「生産性向上等による所得増加」は東北等の東日本で回答割合が高くなっている。

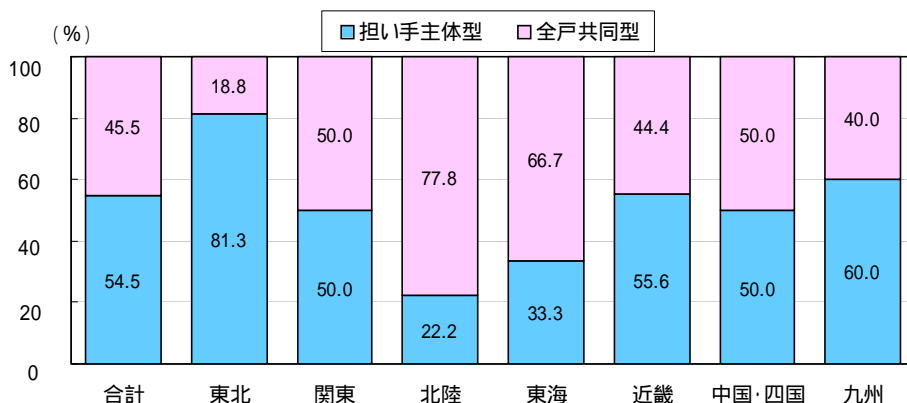


第2図 集落営農組織の運営目的

資料: 農林水産政策研究所調べ

2) 組織の営農を担う者の相違

組織の営農を担う者（組織の基幹作業で中心的な役割を果たす者）の違い（担い手主体型か全戸共同型か）を地域ブロック別に見ると⁽²⁾、東北の調査対象組織では担い手主体型⁽³⁾の組織が8割を占めている（第3図）。これに対して、北陸では全戸共同型の組織が多く、8割弱を占めている。また、関東、近畿、中国・四国、九州では、担い手主体型と全戸共同型が併存しており、担い手主体型が4～6割を占めている。こうした組織の営農を担う者についても地域性が見られる。

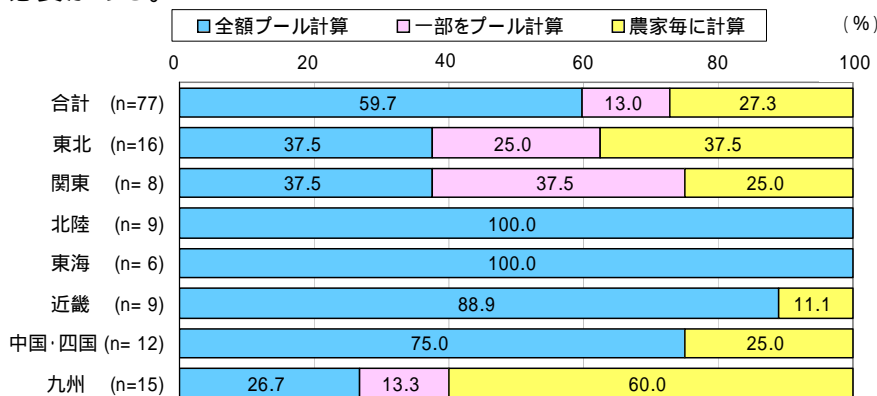


第3図 地域ブロック別にみた担い手主体型と全戸共同型の分布

資料：農林水産政策研究所調べ

3) 経理の一元化の状況

20年度の調査では、経理の一元化の状況について、販売額の「全額をプール計算」、「一部をプール計算」、「全額を農家ごとに把握」のいずれかに回答してもらう形で、組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されているいわゆる「枝番方式」の集落営農組織を把握した。これを地域ブロック別に見ると、「一部プール計算」（麦、大豆等でプール計算を行っていても米では「枝番方式」）の組織も含めると、調査対象組織では、九州、東北、関東の3地域で、いわゆる「枝番方式」の集落営農組織が多くなっている（第4図）。こうした点も、類型化において考慮する必要がある。



第4図 地域ブロック別にみた経理一元化の範囲

資料：農林水産政策研究所調べ

4) 類型区分

以上のような集落営農組織の運営目的の違い⁽⁴⁾、組織の営農を担う者の違い等を踏まえて、以下のような6つの類型区分を設ける（第1表）。

なお、以下の分析では、表1における各類型区分毎の性格を踏まえ、便宜上、以下の仮称で、各類型に属する組織を総称することとする。

**第1表 組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによる
類型区分**

		組織の営農を担う者	
		担い手主体 (A)	全戸共同 (B)
組織運営の目的	生産性向上等による所得の増加 ()	- A	- B
	農地の維持・保全 ()	- A	- B
	目指す方向を決めかねているもの ()	- A	- B

- 注. 1) ここでの「担い手」とは、組織の作業の中心的な役割を果たす特定の者（認定農業者、オペレーター、リーダー等）であって、将来的に主たる従事者となり得る者のことをいう。
- 2) 運営目的を「担い手の育成・確保」としている組織については、外部等から若い担い手を確保するため収益の向上等を課題として挙げている組織を「 」に、その他を「 」に便宜上振り分けた。
- 3) 運営目的を「経営所得安定対策への対応」としている組織で、販売額を農家毎に計算している組織は「 」に分類した。

< 各類型毎の仮称 >

所得増・担い手型 (- A)	所得増・全戸型 (- B)
農地維持・担い手型 (- A)	農地維持・全戸型 (- B)
目的未決・担い手型 (- A)	目的未決・全戸型 (- B)

本研究の調査対象全77組織を、上記の表1の整理で、類型に分類し、これを地域ブロック別に見たのが**第2表**である。東北では「所得増・担い手型 (- A)」、「農地維持・担い手型 (- A)」と続き、担い手主体型が大半である。これに対して北陸では、「農地維持・全戸型 (- B)」の割合が突出しており、全戸共同型が8割を占める。中国・四国では「農地維持・担い手型 (- A)」が多い。近畿では、大半が「農地の維持・保全」を運営の目的としていて、担い手主体型と全戸共同型が拮抗している。九州では、「目的未決・担い手型 (- A)」と「目的未決・全戸型 (- B)」で過半を占めている。

第2表 地域ブロック別、法人・任意組織別に見た類型区分の分布

(単位：%)

		組織の類型区分						
		組織数	- A	- B	- A	- B	- A	- B
地域ブロック別	合計	77(100.0)	11(14.3)	10(13.0)	21(27.3)	18(23.4)	10(13.0)	7(9.1)
	東北	16(100.0)	7(43.8)	1(6.3)	4(25.0)	2(12.5)	2(12.5)	0(0.0)
	関東	8(100.0)	0(0.0)	1(12.5)	2(25.0)	2(25.0)	2(25.0)	1(12.5)
	北陸	9(100.0)	2(22.2)	2(22.2)	0(0.0)	5(55.6)	0(0.0)	0(0.0)
	東海	6(100.0)	0(0.0)	2(33.3)	2(33.3)	1(16.7)	0(0.0)	1(16.7)
	近畿	9(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	4(44.4)	4(44.4)	1(11.1)	0(0.0)
	中国・四国	12(100.0)	1(8.3)	3(25.0)	5(41.6)	1(8.3)	0(0.0)	2(16.7)
	九州	15(100.0)	0(0.0)	1(6.7)	4(26.7)	2(13.3)	5(33.3)	3(20.0)
法人・任意組織別	法人	28(100.0)	5(17.9)	2(7.1)	13(46.4)	8(28.6)	0(0.0)	0(0.0)
	任意組織	49(100.0)	6(12.2)	8(16.3)	8(16.3)	10(20.4)	10(20.4)	7(14.3)

資料：農林水産政策研究所調べ

注：全国77組織には、北海道の2組織が含まれる。

(2) 集落営農組織の経営の安定化・発展に向けた動き

19年度から20年度にかけて連続して調査を行った67集落営農組織に対する調査結果を用いて、この1年における集落営農組織の経営の安定化・発展の状況について分析する。

分析に当たっては、集落営農組織からの回答を基に、経営の安定化・発展に関する以下の5指標を定義し、各組織において、どの指標で進展があったかを把握した⁽⁵⁾。

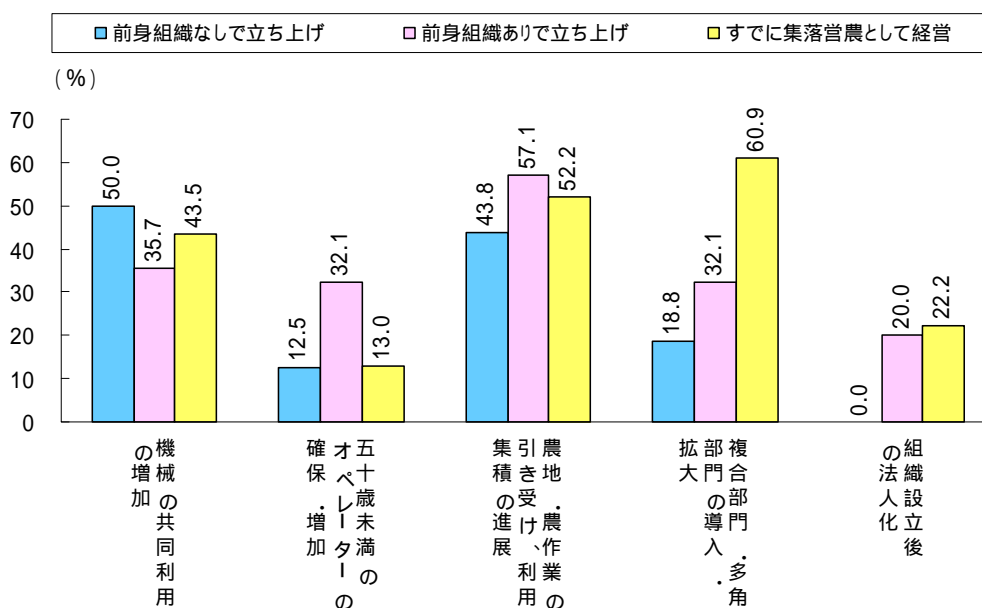
- ）機械の共同利用の増加
- ）50歳未満のオペレーターの確保・増加
- ）農地・農作業の引き受け、利用集積の進展
- ）複合部門・多角部門の導入・拡大
- ）組織設立後の法人化

1) 組織の立ち上げ前の状態による違い

集落営農組織の組織としての歴史の長さの違いにより、取り組まれている経営の安定化・改善のための内容が異なると考えられる。以下では、集落営農組織の立ち上げ前の状態別に、67集落営農組織の19年度以降の経営の安定化・発展の状況を、5つの指標により把握し、その違いを明らかにする。まず、67組織全体では、いずれかの指標で進展が見られた組織の割合が73%となっており、集落営農組織としての歴史が長いほど、この割合が高くなっている。他方、67組織全体の27%の組織で、また、「前身組織なしで立ち上げられた組織」の44%の組織で、いずれの指標においても進展が見られない（一部の組織では悪化している⁽⁶⁾）。

続いて、設立前の状態毎に、進展の見られた指標の違いを整理する（第5図）。

「前身組織なしで立ち上げられた組織」では、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」と「機械の共同利用の増加」の割合が4～5割と、他の指標より高くなっている。このことから、これらの組織の中には、リタイア農家等の農地を組織で引き受けたり、共同で利用する機械を組織で持つことを契機に組織としての一体性を確保し、経営を安定化させたり、発展させていこうとしている組織が多いことが考えられる。実際に、これらの組織の代表者には、そうした意向を持っている者が多かった⁽⁷⁾。



第5図 設立前の状態別に見た経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ

注：「組織設立後の法人化」の割合については、その累計に含まれていた任意組織の総数（当該法人化組織も含む）に対する比率である。

次に、「前身組織ありで立ち上げられた組織」における進展状況を見ると、「前身組織なしで立ち上げられた組織」と同様に、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高いものの、「機械の共同利用の増加」の割合はやや低い。これは、これらの組織が機械利用組合等を母体として立ち上げられているため、すでに機械の共同利用がある程度実現されているためと考えられる。他方、「50歳未満のオペレーターの確保・増加」、「複合部門・多角部門の導入・拡大」で進展があった組織の割合が高くなっており、すでに組織としての一体性をある程度確保できている組織では、経営の安定化・発展の方向に広がりが出ていることがうかがわれる。

最後に、「すでに集落営農として経営実態のあった組織」における進展状況を見ると、「複合部門・多角部門の導入・拡大」と「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高く、「前身組織ありで立ち上げられた組織」に比べて「50歳未満のオペレーターの確保・増加」の割合が低くなっている。この理由としては、これらの組織は、組織としての一体性が強く、オペレーター組織に取り込める若い担い手はすでに取り込んでいる組織が多いため、経営改善の余地と力点が、収益性の向上や余剰労働力の活用のための複合部門、多角部門の導入・拡大、高齢化の進展を受けたリタイア農家等からの農地等の引き受けにシフトしていることが考えられる⁽⁸⁾。

以上のことから、集落営農組織が組織としての一体性を強めていくのに応じて、次第にその経営改善の力点が変化し、それに伴い必要な支援策の中身も異なってくると考えられる。なお、この点については、今後、個々の組織の経営改善の状況を追跡することで検証していく必要がある。

2) 類型区分による違い

集落営農組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いにより、経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられる。このため、運営目的、組織の営農を担う者の違いによって、各指標の進展状況にどのような違いがあるかを分析した。

まず、類型毎に、いずれかの指標に進展があった組織の割合を見ると、「農地維持・担い手型」で90%と最も高く、「目的未決・全戸型」が40%と最も低くなっている。

次に、**第6図**で、類型毎に進展のあった指標の違いを見ると、「担い手主体型(A)」と「全戸共同型(B)」では、各指標で進展のあった組織の割合には差があるものの、割合の高い指標の順番は変わらず、明確な方向性の違いは見られない(この点は、例えば、運営目的が同じである「 - A」と「 - B」、「 - A」と「 - B」との間でも同様である)。

これに対して、「所得増()」、「農地維持()」、「目的未決()」という運営目的別では、指標の進展状況で以下のような方向性の違いが見られる。

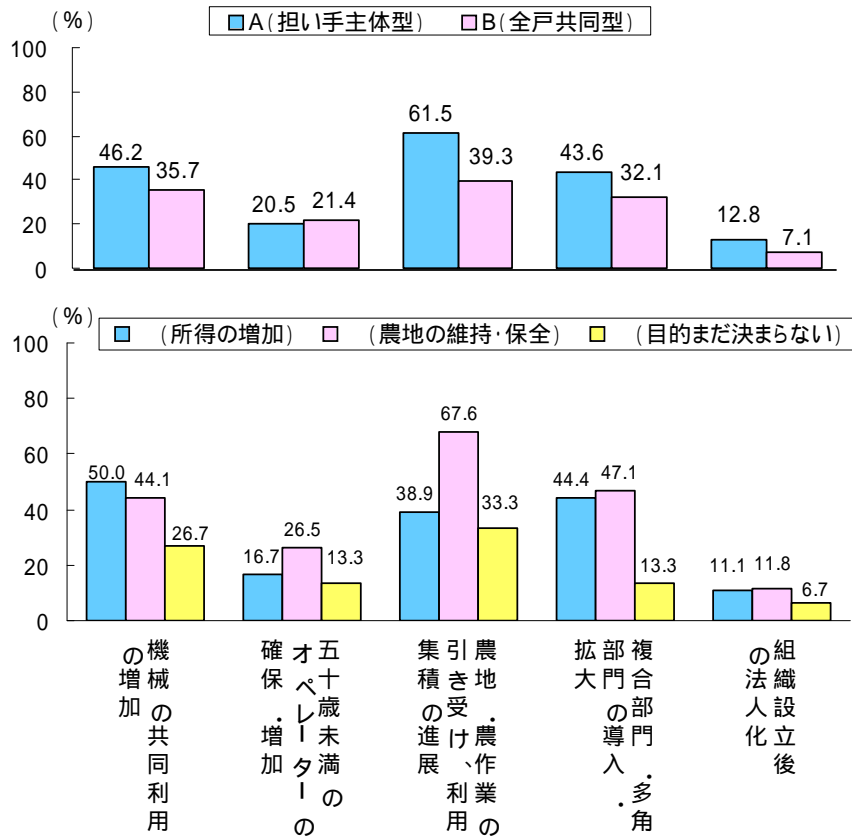
「所得増()」では、その運営目的を反映して、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」よりも、生産性向上に向けた「機械の共同利用の増加」や、所得増加につながる「複合部門・多角部門の導入・拡大」の割合が高くなっている。

「農地維持()」では、その運営目的を反映して、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が68%と、他の目的に比べて20ポイント以上高くなっている。

「目的未決()」でも、各指標で進展が見られるが、総じて低い割合となっている。

以上の結果を総括すれば、組織運営の目的別の分析からは、それぞれの組織の運営目的に沿った形で経営の安定化・発展が見られる組織が多いことが明らかになった。他方、組織の営農を担う者の違いは、かなり地域性を反映しているにもかかわらず、その違いを踏まえた今回の分析からは、経営の安定化・発展の方向性について明確な違いは見られなかった。

今後は、組織運営の目的によって経営の安定化・発展に向けた取り組みの方向性に違いがあることを踏まえて、支援を行っていく必要がある。



第6図 類型別に見た経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ

注：「組織設立後の法人化」の割合については、その累計に含まれていた任意組織の総数(当該法人化組織も含む)に対する比率である。

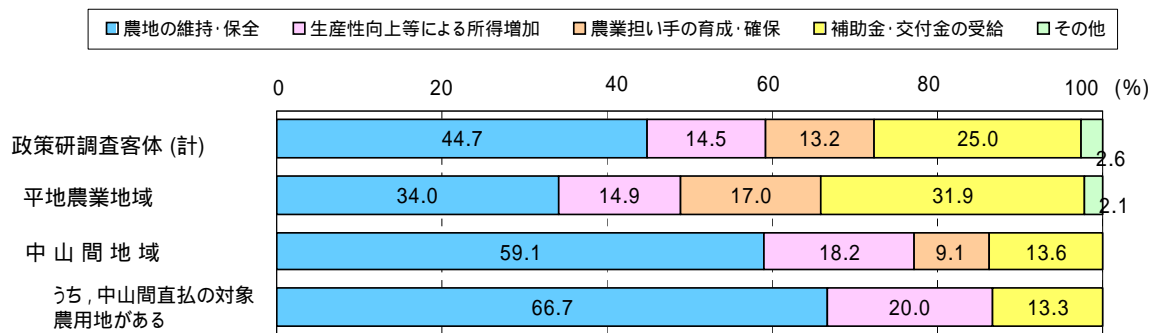
2. 条件不利地域における集落営農組織の特徴と役割

農業生産条件が不利な中山間地域では、現状での組織活動や今後の組織の発展状況が平地とは異なっていると考えられる。このため、以下では、中山間地域等の条件不利地域における組織の態様や運営目的の特徴等を平地に所在する組織と比較分析する。

(1) 組織形態および組織の運営目的

集落営農組織の組織形態を中山間地域(22組織)と平地農業地域(48組織)で比較すると、中山間地域の組織の方が法人となっている組織割合が高く、「特定農業法人」が27%(平地農業地域19%)、「その他の法人」が18%(同10%)を占める。これは、中山間地域における任意組織(特定農業団体を除く)の経営所得安定対策への加入率が平地農業地域に比べ著しく低いことに加え⁽⁹⁾、規模要件に満たない組織の一部が、法人化することで認定農業者となり同対策に加入しているためであり⁽¹⁰⁾、調査対象を同対策への加入組織に限定している本調査では、中山間地域で相対的に法人形態の組織割合が高まる結果となる。

なお、中山間地域において経営所得安定対策への加入率が任意組織で低い理由としては、地形的制約から対策への加入要件に満たない小規模の集落営農組織が多いこと(一部は、法人化し認定農業者として加入)、生産条件の制約から麦・大豆には取り組めず米のみの組織が多く、また構成員の多くが零細規模であるため飯米用の比重が大きく同対策への加入メリットが小さいこと等が考えられる。



第7図 集落営農組織設立時に最も重視した目的別の組織数割合

資料：農林水産政策研究所調べ

また、組織の運営目的（最も重視したもの）を比較すると（第7図）、「農地の維持・保全」とする組織割合が中山間地域で59%と高い（平地農業地域は34%）。中山間地域等直接支払制度（以下「中山間直払い」という。）の対象農用地がある組織（15組織）に限定すると、この割合はさらに高まり67%となる。

（2）水田農業における組織の役割

集落営農組織が立地する地域の水田農業が、どのような主体によって担われているかを第3表で見ると、平地農業地域に立地する組織では、「集落営農組織」が耕作する面積割合が62%と高いのに対し、中山間地域に立地する組織における同面積割合は40%と低い。

中山間地域に立地する組織では、水田の過半が集落内の個別農家によって耕作されており、その中でも、組織に参加している農家が個別に耕作する面積割合が32%と高い。なお、1組織当たりの水田面積、団地数や区画整理状況から、中山間地域における水田農業の条件不利さが明確にうかがえる。

第3表 地域の水田農業における担い手状況および組織の生産基盤

	集落営農を構成している集落数<1組織当たり平均>(集落)	組織が立地する地域の水田面積<1組織当たり平均>(ha, %)	組織が立地する地域の耕作者別田面積割合 (%)							1組織当たり平均田集積面積 (ha)		1組織当たり平均の生産基盤	
			集落営農組織が耕作	集落内の農家が耕作			集落外からの入作者が耕作	誰も耕作していない	集積面積	特定作業受託面積	田の団地数(箇所)	30a区画以上田整備割合 (%)	
				組織参加農家	組織非参加農家	認定農業者							
政策研調査客体(計)	3.0	85 100.0	56.8	15.5	16.9	12.0	7.8	3.0	51.1	9.8	3.4	58.2	
平地農業地域	3.2	91 100.0	62.0	10.4	15.4	11.6	8.3	3.9	62.2	9.3	2.6	65.5	
中山間地域	2.6	80 100.0	39.7	31.9	22.4	13.2	5.8	0.2	34.4	13.3	5.0	41.5	
中山間直払の対象農用地がある	2.6	75 100.0	43.1	40.9	11.4	1.7	4.2	0.4	36.2	14.8	5.5	36.3	

資料：農林水産政策研究所調べ

（3）地域資源の管理活動への取組

中山間地域では、農地等の地域資源の保全を目的にしている集落営農組織の割合が高いことから、中山間直払いや農地・水・環境保全向上対策（以下、「農地・水対策」という。）も併せて実施されている地域が多いと考えられる。実際に、調査対象組織について、それらの実施状況を見ると、中山間直払いの対象農用地がある地域の15組織が所在する集落では、すべて中山間直払いに取り組んでおり、このうち6組織の集落が農地・水対策にも重複して取り組んでいる。また、中山間直払いの交付金を集落営農組織の運営経費に活用している組織は8組織存在する。なお、中山間直払いの対象農用地がない地域の7組織においては、すべてが集落で農地・水対策に取り組んでいる。

（４）条件不利地域の組織における課題

中山間地域の組織は、法人化している割合が高いものの、運営目的は主に地域の農地保全であり、作業受託型の組織が多い。この理由としては、傾斜地の水田を多く抱え、区画が小さく、かつ団地としてのまとまりがない圃場条件下で組織運営を図っていくためには、負担の大きい畦畔の草刈り等の管理作業を集落内の多くの農家に分担してもらう必要があり、平地農業地域の組織のように、少数の担い手によって地域内の水田を一手に引き受けることが難しいことが挙げられる。

したがって、生産条件が不利な地域に所在する組織においては、集落内の農地保全を図りつつ同時に経営体としての発展を目指していく必要があり、中山間直払いや農地・水対策といった地域対策と組織活動をいかにうまく連携させていくかが、重要な鍵を握っていると考えられる。このため、今後、その有効な連携のあり方について具体的に検討を行う必要がある。

集落営農組織の動向

１．農業機械の利用とオペレーター活動の現状

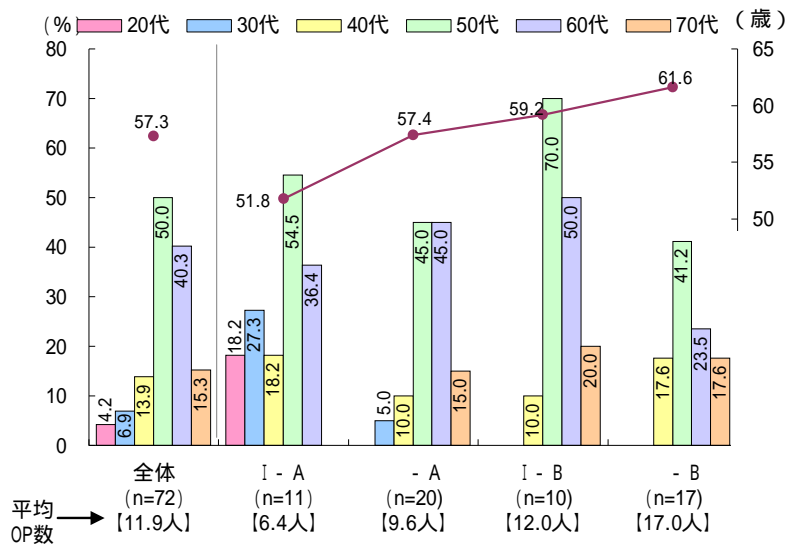
（１）農業機械の利用と調達方法

農業機械の利用効率については、担い手主体型の組織の方が全戸共同型の組織より高く、また、所得増を目的とした組織の方が農地維持を目的とした組織より高いと考えられる。そこで、１組織当たりの利用台数を見ると、「所得増・担い手型」ではトラクターが2.9台（全体では6.6台）、田植機が2.9台（同4.2台）、自脱型＋普通型コンバインが3.2台（4.9台）と少なく、「農地維持・担い手型」も利用台数が全体より少ない。このことから、担い手主体型では、機械装備の効率化が進んでいることが推察される。ただし、農業機械のカバー面積では、同じ担い手主体型でも「所得増・担い手型」の方が、「農地維持・担い手型」よりもカバー面積が大きく、機械の稼働水準も高い。

（２）オペレーターの属性と活動状況

オペレーターの年齢構成については、全ての組織で中高年層の割合が高いと考えられるが、青年層の確保状況は、運営目的、組織の営農を担う者の違いにより差があると考えられる。そこで、オペレーター数を年代別にとり、その最頻値がある年代の出現率を見ると（第8図）、全体では50代を最頻値とする組織が50%、60代が40%となっていることから、中高年のオペレーター（平均57.3歳）が主力となっていることがわかる。他方で、「所得増・担い手型（ - A）」では、他の類型と同じく、50代、60代の割合が高いものの、20代のオペレーターを最頻値とする組織が18%存在し、また30代も27%と高くなっている。このように、他の類型と比較すると、「所得増・担い手型（ - A）」には青年層が厚く存在している。

こうした青年層を含めた、専従オペレーターを組織に取り込むためには、専従しても生活できるだけの報酬を組織として支払えるようにすることが有効と考えられる。

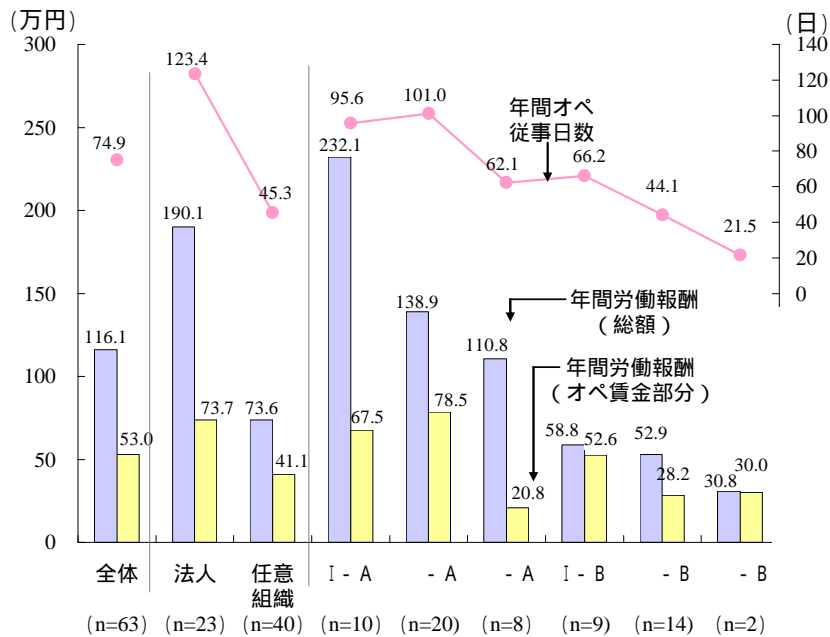


第8図 オペレーター数の最頻値がある年代の割合

資料：農林水産政策研究所調べ

注：(1) - Aと - Bはサンプル数がそれぞれn=9, n=5と少ないため、分析から除いた。ただし、全体は - Aと - Bも含んだ値である。

(2)最頻値が複数の年代にある集落営農が存在する。



第9図 年間労働報酬が最も多いオペレーターの報酬・従事状況(平均値)

資料：農林水産政策研究所調べ

まず、年間労働報酬が最も多いオペレーターについて、その労働報酬や従事状況を見ると(第9図)、総額は「所得増・担い手型」が最も多く、左から右に分類順に低くなる。他方、オペレーター賃金部分を見ると、オペレーターとしての従事日数に応じた金額となっており、「所得増・担い手型(-A)」から「目的未決・担い手型(-A)」までは年間労働報酬との格差が生じている。特定の担い手を育成する意識が強い「所得増・担い手型(-A)」から「目的未決・担い手型(-A)」までは、役員報酬等も含めた総額を多くすることで、担い手への経済的インセンティブを与えていると推測される。このことは、法人・任意組織別でも同様の傾向がみられ、オペレーターの年間労働報酬の総額は法人組織(190万円)の方が任意組織(74万円)よりも多く、2.6倍の格差が生じている。オペレーターを通年で雇用する法人組織では、役員報酬等も

含めた総額として、オペレーターの労働報酬を高めていることがうかがえる。今後は、青年層等を専従オペレーターとして確保している組織について、その労働報酬や就業形態の実態を分析し、青年層の専従オペレーターを確保するための課題を明らかにする必要がある。

2. 利用集積面積規模別に見た今後の経営展開方向

平成19年度の調査でも、作業の共同化の進展状況や組織再編の必要性に対する認識について、利用集積面積規模別に違いが見られた。20年度においては、将来の方向性について、より細分化させて分析を行った。

まず、調査対象組織における利用集積面積を見ると(第4表)、全体平均で1組織当たり51ha(うち経営面積が41ha)となっている。実際の作業内容に注目すれば、組織の共有機械でオペレーターが作業を実施した割合は、全体平均で米、麦、大豆、それぞれ50%、41%、54%である。

総じて約半分の作業をオペレーターが担っているが、残りの約半分は個別農家等が対応している。特に、100ha以上層の場合は、オペレーターの作業実施割合が低くなっている。

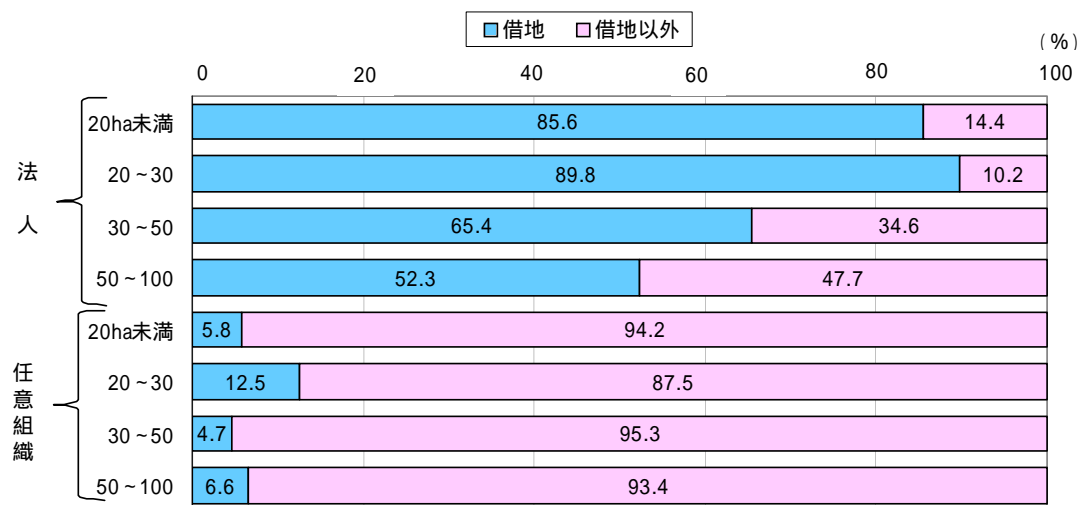
また、集積面積に占める借地面積割合を見ると(第10図)、法人組織の平均で7割程度と大半を占め、特に30ha未滿の場合には9割弱とほとんどを占めており、法人組織の利用集積が借地を中心に行われていることが確認できる。これに対して、任意組織の利用集積は受託作業や共同作業を中心に行われている(借地割合は1割程度にとどまっている⁽¹¹⁾)。

第4表 集積面積、オペレーター作業実施面積

水田の 集積面積規模	1組織当たり水田面積(ha)				集積割合 (B/A) (%)	基幹作業のうち共有機械で オペレーターが実施した割合(%)		
	地域の 水田面積 (A)	計 (B)	集積面積			米	麦	大豆
			経営 面積	特定作業 受託面積				
合計	85	51	41	10	60.2	50.0 (72.7)	41.1 (47.5)	54.0 (72.9)
100ha以上	267	196	154	42	73.4	30.0 (100.0)	15.3 (50.0)	44.3 (100.0)
50~100	119	69	56	13	58.3	49.7 (61.7)	49.0 (50.0)	68.6 (83.3)
30~50	75	39	31	8	52.7	51.2 (58.8)	43.5 (28.8)	61.8 (81.3)
20~30	39	26	24	2	66.6	64.7 (79.0)	53.5 (60.0)	58.2 (80.0)
20ha未滿	38	15	11	4	39.0	43.4 (85.7)	30.3 (57.1)	33.9 (41.4)

資料: 農林水産政策研究所調べ

注: ()に示した割合は法人経営の値である。



第10図 集積面積に占める借地面積割合(集積面積別、法人・任意組織別)

資料: 農林水産政策研究所調べ

利用集積面積規模別に今後の組織の分割・統合等に関する意向を見たのが**第5表**である。

100ha 以上層では、集落営農組織としての活動実態が必ずしも伴わない組織が含まれており、一部の組織では組織形態の変更を伴った組織分割が視野におかれている。

50～100ha 層では、と同様の動きを含みながらも、経営規模は現状維持とする割合が高く、全体として今後の動きは鈍い。

30～50ha 層では、法人経営が厚く、他組織との統合・連携を視野においた組織が多い。また、複合化、多角化へも意欲も高い。

20～30ha 層では、他組織との統合・連携を視野においた組織の割合がかなり高い。現状での組織の活動範囲が狭いことが強く意識されていると考えられる。

20ha 未満層の多くは中山間地域で展開しており、現状では集積割合が低く、個別農家で耕作されてきた地域内農地を組織として引き受けていく方向が追求されるものとみられる。

今後、時間が経つにつれて、こうした再編の動きは、さらに具体化していくものと考えられるので、その再編が地域農業に与える影響も含めてフォローする必要がある。

第5表 経営規模、分割・統合に関する意向(組織割合)

		分割・統合の意向 (%)					無回答
		分割の予定あり	統合の予定あり	予定なし			
				分割も視野	統合・連携も視野		
合計		1.3	5.2	92.2	2.6	18.2	1.3
水田の集積面積規模	100ha以上	14.3	0.0	85.7	14.3	0.0	0.0
	50～100	0.0	0.0	94.1	5.9	5.9	5.9
	30～50	0.0	11.8	88.2	0.0	23.5	0.0
	20～30	0.0	11.8	88.2	0.0	41.2	0.0
	20ha未満	0.0	0.0	100.0	0.0	10.5	0.0

資料：農林水産政策研究所調べ

3. 複合化、多角化等経営の展開方向

(1) 米の組織への取り組み状況

経営所得安定対策の導入初年度である平成19年度においては、組織立ち上げが優先され、組織立ち上げ時に米の経営への取り込みが見送られた組織も多かったと考えられるが、今後、組織の経営安定を図ったり、リタイアする高齢農家の農地を引き受けたりする必要性から、米の経営への取り込みが次第に増加すると考えられる。

本調査対象組織についても、全77組織のうち、地域では米が生産されているにもかかわらず、組織としては米を扱わない組織が8組織あり、また、組織として扱う米はあるものの、それらは原則としてリタイアする高齢農家分にとどまる組織が11組織ある**(第6表)**。

第6表 設立前の状態別に見た米の取り込み状況

(単位：組織数、%)

		米の取り込み状況					
		合計	ブール計算 (米大部分 取り込み)	ブール計算 (米一部取 り込み)	ブール計算 (米は農家 毎に把握)	米も含めて 全額農家毎 に把握	米取り込ま ず
設立前の 状態別	合計	77	29	11	10	19	8
		100.0	37.7	14.3	13.0	24.7	10.4
	すでに集落営農として経営	23	12	5	5	-	1
		100.0	52.2	21.7	21.7	-	4.3
	前身組織ありで立ち上げ	38	14	4	5	10	5
	100.0	36.8	10.5	13.2	26.3	13.2	
前身組織なしで立ち上げ	16	3	2	-	9	2	
	100.0	18.8	12.5	-	56.3	12.5	

資料：農林水産政策研究所調べ

さらに、米を経営に全面的に取り込んでいる残りの58組織の中には、米の販売額を実質的に農家毎に管理している組織が、少なくとも半数の29組織存在する。

このように、集落営農組織が立ち上げられてはいるものの、地域で生産されている米の経営への取り込み割合は必ずしも高くない。他方で、それを打破したり、改善しようという動きも出てきており、3組織が20年産から米を新たに経営作目として取り込んでいる他、米の組織への取り込みが一部にとどまっている11組織のうち4組織で、作付面積が19年産から20年産にかけて30%以上増加している。

また、集落営農組織としての歴史が長い組織ほど地域内の米の大部分を取り込んでおり、かつ、全額プール計算ができている組織の割合が高くなっている（すでに集落営農組織としての経営実態があった組織では52%）。他方で、後述するように、米の経営への取り込みが、必ずしも組織の法人化には結びつかない傾向が見られる。今後は、この要因についても分析を行う必要がある。

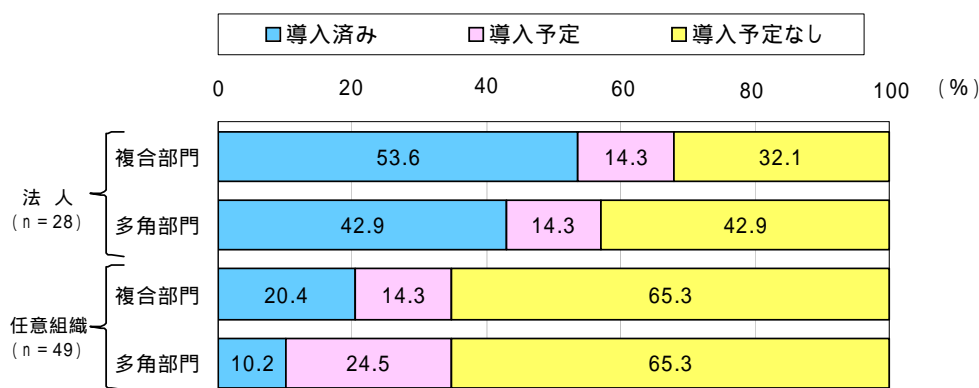
（2）複合部門、多角部門の動向

経営所得安定対策導入初年度の19年度は、組織の立ち上げに精一杯で、「当面、経営内容は変えない」とする組織の割合が高かった。また、複合部門や多角部門を導入する必要性を感じている組織はすでに多かったが、まだ抽象的なイメージを抱いている段階の組織も多かった。このため、20年度には、そうした部門を導入した組織や導入計画が具体化した組織が増加することが見込まれた。

本調査対象組織では、20年度においては、複合部門を32%の組織が、多角部門を22%の組織が、それぞれ導入していた。また、今後導入予定の組織は、複合部門で14%、多角部門で21%となっており、今後も複合部門、多角部門の導入拡大の動きは続くものと考えられる。

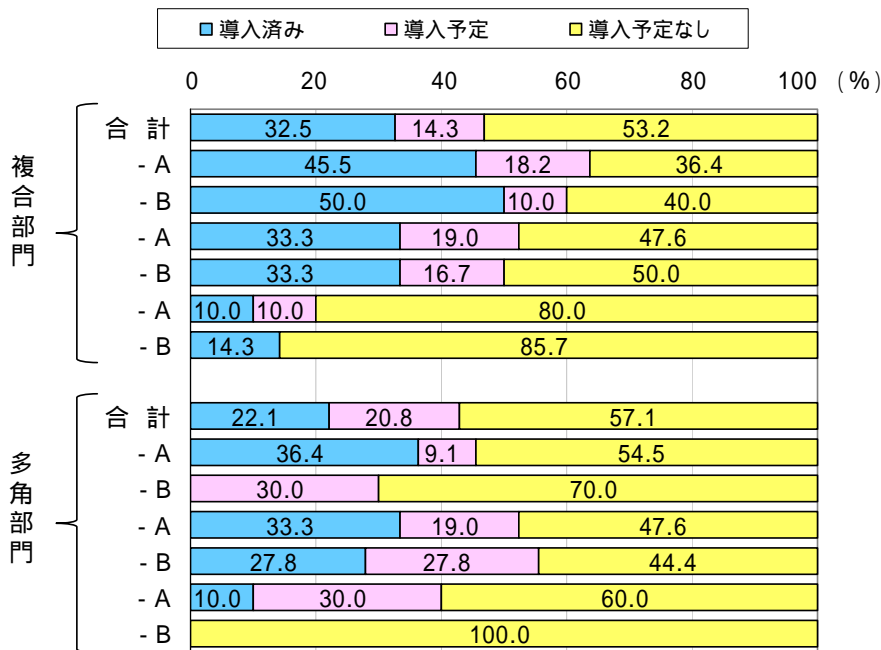
また、複合部門、多角部門導入の状況を法人、任意組織別に見ると（第11図）、法人では4～5割の組織で、複合部門や多角部門を導入しているのに対して、任意組織では1～2割の組織にとどまっており、法人で、より積極的に複合部門、多角部門の導入に取り組まれていることがうかがわれる。

続いて、複合部門、多角部門導入の動きについて、6つの類型毎に比較したのが第12図である。複合部門については、その運営目的が、「所得増（ ）」、「農地維持（ ）」、「目的未決（ ）」の順に、導入している組織の割合が高い。他方、多角部門については、「所得増・担い手型（ - A ）」、「農地維持・担い手型（ - A ）」といった「担い手主体型」での割合が高く、所得の拡大を目指しているものの「全戸共同型」である「所得増・全戸型（ - B ）」では、20年度時点では全く導入されていない。この点については、多角部門に主体的に取り組む担い手の有無が関係している可能性があるため、今後、その因果関係の分析を行う必要がある。



第11図 法人、任意組織別に見た複合部門、多角部門の導入状況

資料：農林水産政策研究所調べ



第12図 類型別に見た複合部門、多角部門の導入状況

資料：農林水産政策研究所調べ

また、複合部門、多角部門の導入については、例えば、稲作依存度の高い東北、北陸で複合部門を導入している組織の割合が高く⁽¹²⁾、首都圏、関西圏という大きな消費地がある関東、近畿で直売に取り組む組織の割合が高いなど、地域性が見られることにも留意する必要がある。

次に、複合部門と多角部門の導入理由を見ると、前者のうち露地野菜、施設野菜を導入した組織では、「基幹作業を実施しない者が働く場の創出」を意味する回答⁽¹³⁾がそれぞれ 53%、75%を占め、「収益性の向上」が 37%、19%にとどまっているのに対し、後者のうち直売、農産加工を導入した組織では、「収益性の向上」がそれぞれ 65%、50%と過半以上を占めており、両部門の経営における位置づけに差が見られる。

4. 認定農業者と集落営農組織の関係

平成 19 年度の調査では、地域内の認定農業者と集落営農組織の関係について、地域によって大きな違いがあることが明らかになった。特に、同じように認定農業者を組織内に取り込んでいる組織でも、立地する地域によって、その組織内での位置付けが大きく異なることが類推された。このため、20 年度には、組織に加入している認定農業者の加入前の経営内容、組織での役割についても調査し、その違いを整理した。

(1) 認定農業者の参加状況

地域ブロック別に認定農業者の参加状況を整理したのが第 7 表である。認定農業者が参加している組織がない北陸を別とすれば、集落営農組織に加入している認定農業者の組織運営に対する関与のあり方は、多人数が加入しオペレーターを担当しているが、役員にはあまりなっていない東北、加入は少人数であるが、役員およびオペレーターを担当している中国・四国、東海、近畿、組織へ加入していても、運営への関与度合いが小さい関東、九州の三様に分かれている。

第7表 地域ブロック別に見た認定農業者の加入状況

(単位:組織、人、%)

	組織数	地域の認定農業者数	稲作中心	集落営農組織参加認定農業者数	稲作中心	役員である	オペレーターである
合計	40	218 <100.0>	168 <77.1>	145 <66.5>	105 (72.4)	42 (29.0)	66 (45.5)
東北	6	44 <100.0>	38 <86.4>	31 <70.5>	30 (96.8)	7 (22.6)	27 (87.1)
関東	5	33 <100.0>	12 <36.4>	18 <54.5>	7 (38.9)	3 (16.7)	5 (27.8)
北陸	4	5 <100.0>	4 <80.0>	0 -	0 -	0 -	0 -
北海道	4	7 <100.0>	4 <57.1>	5 <71.4>	2 (40.0)	3 (60.0)	3 (60.0)
近畿	6	18 <100.0>	16 <88.9>	11 <61.1>	10 (90.9)	6 (54.5)	6 (54.5)
中国・四国	6	11 <100.0>	5 <45.5>	9 <81.8>	4 (44.4)	7 (77.8)	6 (66.7)
九州	9	100 <100.0>	89 <89.0>	71 <71.0>	52 (73.2)	16 (22.5)	19 (26.8)

資料: 農林水産政策研究所調べ

注: < > は地域の認定農業者に占める割合、() は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合である。

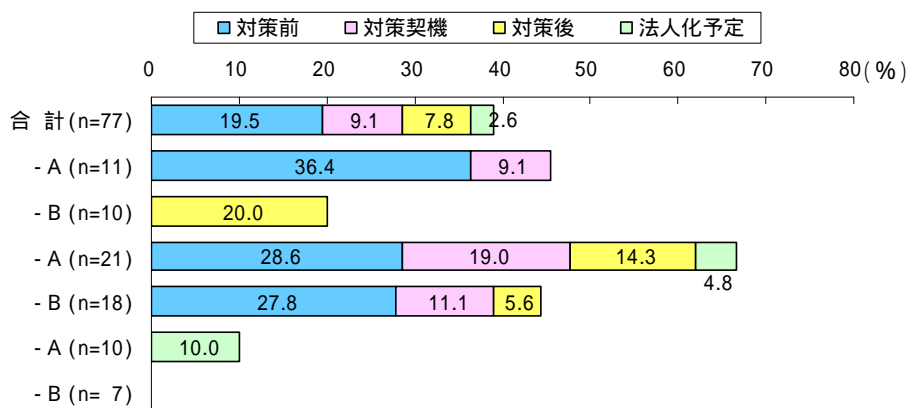
(2) 認定農業者と集落営農組織の関係における特徴的な動き

集落営農組織と組織に非加入の認定農業者との関係については、「互いに耕作する農地について棲み分けている」、「地域農業で相互に補完し合っている」という状況にある組織が広範に見られた。

また、後継者のいない認定農業者が高齢化し、その経営農地の一部を地域内の集落営農組織が引き受けたという事例も出てきており、逆に、現在は、地域内で認定農業者と認定農業者の参加がない集落営農組織が棲み分けているが、集落営農組織の方では、いずれは認定農業者の参画を得て、中心的な担い手になってもらうことを期待している組織も3組織あった。今後は、認定農業者が集落営農組織に新たに加入したり、脱退したりすることが、組織にどのような影響を与えるか、具体的な事例も踏まえ、明らかにする必要がある。

5. 集落営農組織の法人化

経営所得安定対策加入組織の法人割合は、集落営農実態調査では20%であるが、調査対象では、経営所得安定対策導入後も増加しつつあり、30組織で39%（平成20年度法人化予定の4組織を含む）を占めるまでになっている。こうした動きの中で、所得増を目的とした組織の方が、農地の維持を目的とした組織より法人化に向けた動きが活発ではないかとも考えられたが、実際に、第13図により、組織運営の目的別に法人化の状況を見ると、所得増型（-A、-B）よりも、農地維持型（-A、-B）の方が、法人化している組織の割合が高くなっている。



第13図 類型別に見た法人化の時期

資料: 農林水産政策研究所調べ

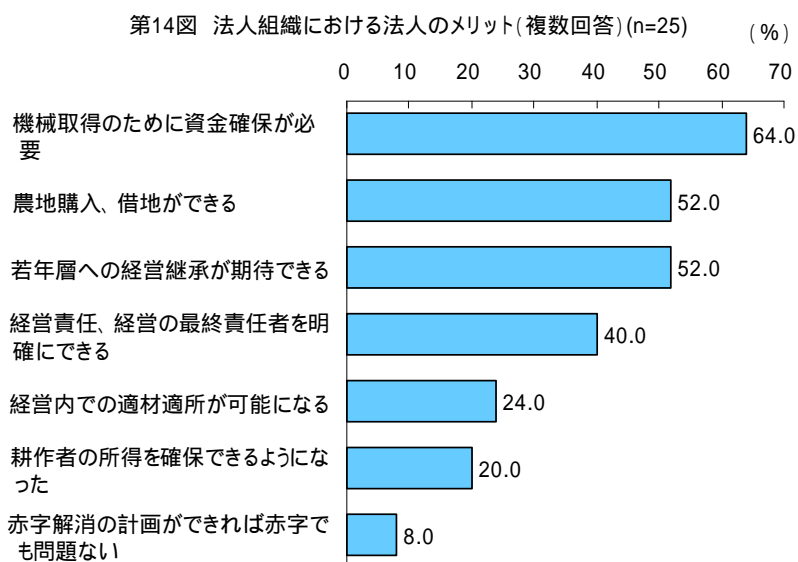
この要因については、後述するような考察を行っているが、さらなる検証が必要である。なお、組織の営農を担う者の違いで見ると、担い手主体型（ - A、 - A ）の方が、全戸共同型（ - B、 - B ）よりも法人化している組織の割合が高い。目的未決型では、法人化された組織は、まだ存在しない（「目的未決・担い手型（ - A ）」で、法人化予定の組織が1つあるのみ）。

法人化の時期は、経営所得安定対策導入前とするものが15組織（20%）、同対策導入後とするものが13組織（17%）、20年度中に法人化予定のものが2組織（3%）となっており、同対策の導入の影響が大きい。類型別には、「所得増・担い手型（ - A ）」は対策導入前のものが多く、「農地維持・担い手型（ - A ）」では対策導入を契機や導入以前のものが多い。米と転作作物をプール計算している組織では法人化は59%で、転作作物に加えて米の一部をプール計算している組織では46%、転作作物のみプール計算の組織では31%となっている。そして、米、転作作物共に農家毎に管理している組織では、法人化している組織の割合が14%にとどまっている。

任意組織の法人化に向けた姿勢は、全体では積極的な組織が35%、消極的な組織が65%となっている。類型別では、「所得増・担い手型」は積極的が80%（4組織）で、法人化意向が強い。逆に、同じ所得増を目的としていても、「所得増・全戸型」は消極的が88%（7組織）で、法人化意向は非常に低い。この違いについても、今後検証する必要がある。なお、「農地維持・担い手型」では消極的が71%（5組織）、「農地維持・全戸型」では消極的が67%（6組織）を占めており、これらは米をプール計算していない組織がほとんどである。

すでに法人化した組織では、法人化したメリットとして、「機械取得のために資金確保」を64%の組織が、「農地購入、借地ができる」を52%の組織がそれぞれ挙げており、資金確保と農地取得が組織として可能になることをメリットとして認識している組織が多い（第14図）。

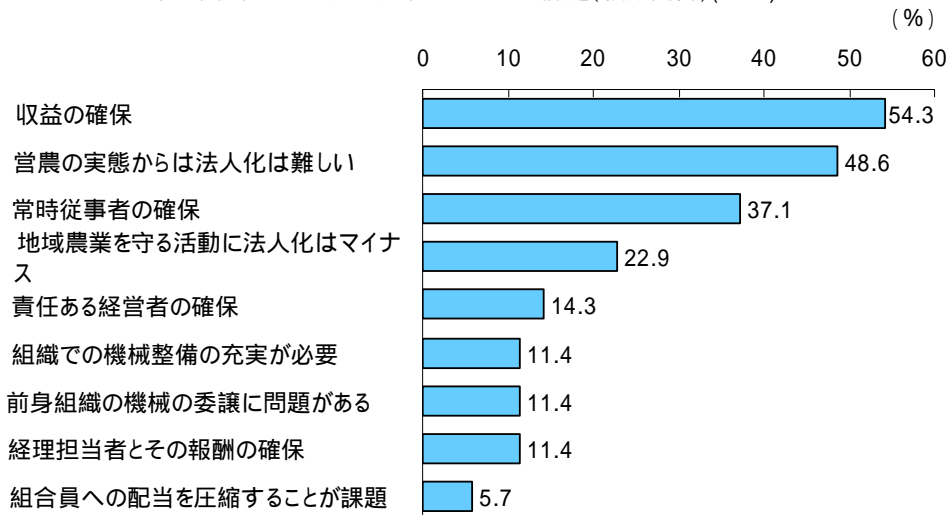
さらに、「若年者への経営移譲が期待できる」（52%）、「経営責任を明確にできる」（40%）、「経営内での適材適所が可能になる」（24%）と続いており、法人化することで人材を確保し経営体としての発展が期待されていることがうかがわれる。



資料：農林水産政策研究所調べ
注：3つまでの複数回答。不明回答を含まない。

他方、任意組織では、法人化する上での課題として、「収益の確保」⁽¹⁴⁾を挙げる組織が54%と最も多くなっており（第15図）、組織として安定的に収益をあげていくことが法人化の前提条件と考えている組織が多い。続いて、「営農の実態から法人化は難しい」⁽¹⁵⁾を挙げる組織が49%あり、法人化には時間がかかると認識している組織が多いこともうかがわれる。

第15図 任意組織が法人化する上での課題（複数回答）(n=35)



資料：農林水産政策研究所調べ

注：3つまでの複数回答。不明回答を含まない。

6. 集落営農組織の所得配分

ここでは、労務費、地代・小作料、役員報酬、当期利益（配当及び内部留保）に作業委託料を加えたものを「所得」と定義する。組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いにより、この「所得」の配分先のウエイトが異なると考えられる。

まず、「所得」額を見ると、調査対象組織全体では、300万円未満が9%、300～1,000万円が28%、1,000～2,000万円が21%、2,000～5,000万円が34%、5,000万円以上が9%である。

続いて、「所得」のうち構成員に分配されるものの割合を類型毎に見ると、類型によって違いが見られる。「所得増・担い手型」では、賃金等（役員報酬、作業委託料を含む）に50%以上分配する組織の割合が40%以上となっている。「農地維持・担い手型」では、賃金等に50%以上分配する組織の割合が48%、「所得増・全戸型」では、賃金等に50%以上分配する組織の割合が40%あり、共に賃金等への分配が厚い。「農地維持・全戸型」では、配当に50%以上分配する組織の割合が35%あるが、賃金等、地代、配当への分配が拮抗している。「目的未決・担い手型」と「目的未決・全戸型」では、配当に50%以上分配している組織の割合が、それぞれ50%、43%あり、配当への配分が厚い。

「所得」のうち、当期利益から配当として構成員への分配を見ると、面積割りが61%、出役や労働割りが40%、収量に応じてが34%、品質に応じてが10%となっており、集落営農活動実態調査の結果と傾向的には類似している。

この配当の分配方法も類型別に違いがあると考えられる。これを第8表で見ると、「所得増・担い手型（ - A）」では、地代や賃金等で分配した後の配当の分配は、地代相当である面積割が多い。「農地維持・担い手型（ - A）」では、「所得」全体の分配では労働に厚く分配していたが、配当では労働に分配する組織と地代に分配する組織とに二分されている。また、「所得

増・全戸型（ - B ）」では、配当は地代へ分配する組織の割合が高い。「農地維持・全戸型（ - B ）」では、「所得」の分配において、賃金等、地代、配当への分配がそれぞれ拮抗していたが、配当では、労働へ分配する組織と地代に分配する組織とに二分されている。「目的未決・担い手型（ - A ）」と「目的未決・全戸型（ - B ）」では、「所得」の分配においては、配当への配分に厚い組織が多いが、その配当においては、前者は面積割と収量に応じて分配する組織の割合が多く、後者はすべて収量に応じて分配している。

なお、法人、任意組織別に、機械の更新等に備えた内部留保の状況を見ると、法人では、何らかの形で内部留保できている組織が 93%ある。他方、任意組織では、制度的に組織として内部留保できないが、構成員への利益分配後に、相当額を出資へ充当する等により、自己資本を充実させている組織は 20%にとどまっている。

平成 21 年度の調査では、調査対象組織について、経営所得安定対策導入後の 2 年分の収支決算について分析が可能となるため、所得配分の変化についても把握する必要がある。

第 8 表 類型別の利益の分配方法（調査対象）

(単位:組織、%)

	組織数	労働割り	従事分量配当	面積割り	戸数割り	収量に応じて	品質に応じて	その他
合計	77	31 (40.3)	8 (10.4)	47 (61.0)	4 (5.2)	26 (33.8)	8 (10.4)	13 (16.9)
- A	11	3 (27.3)	0 (-)	8 (72.7)	1 (9.1)	3 (27.3)	2 (18.2)	3 (27.3)
- B	10	5 (50.0)	2 (20.0)	7 (70.0)	0 (-)	2 (20.0)	0 (-)	1 (10.0)
- A	21	10 (47.6)	5 (23.8)	12 (57.1)	2 (9.5)	1 (4.8)	1 (4.8)	2 (9.5)
- B	18	8 (44.4)	1 (5.6)	11 (61.1)	0 (-)	5 (27.8)	4 (22.2)	6 (33.3)
- A	10	3 (30.0)	0 (-)	7 (70.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	0 (-)
- B	7	2 (28.6)	0 (-)	2 (28.6)	0 (-)	7 (100.0)	0 (-)	1 (14.3)

資料:農林水産政策研究所調べ

7. 集落営農組織における小作料

(1) 集落営農組織における小作料と実勢小作料との比較

集落営農組織内の小作料と実勢小作料を比較すると、両者は概ね同水準の集落が多いが、集落営農組織内の小作料の方が 2 ~ 3 割高い集落も比較的多い（第 9 表）。

集落営農組織内の小作料が高い理由としては、集落内の地主の合意を取り付けるため意識的に高くしているケースもあれば、全戸共同型の組織で、簡単かつ公平に、全員に「所得」部分を分配するため、小作料に上乘せを行っているケースもあると考えられる。

第 9 表 集落内外の小作料と実勢小作料の比較(実勢小作料 = 100)

(単位:組織数)

指数	集落内小作料	集落外小作料
~ 90	4	3
91 ~ 100	12	5
101 ~ 110	3	2
111 ~ 120	7	2
121 ~ 150	7	2
151 ~	5	1

資料:農林水産政策研究所調べ

注. 集落内の小作料を定めている 38 組織についての集計結果である。

実際に、実勢小作料よりも高く設定している理由としては、「組合に入ってもらいたい意欲を持ってもらうため」、「収支状況を反映して上乘せ」、「従事分量配分見合いの上乗せ」等が具体的に挙げられている。

また、逆に、実勢小作料よりも低く設定されている理由としては、担い手主体型の組織で、オペレーターに少しでも多く「所得」の分配を賃金等で出すためや、機械更新のための内部留保を少しでも多く積むために、小作料を低く設定したりしているケースが考えられる。実際に、具体的な回答としては、「地域がタダでもやって欲しいという状況である」が挙げられている。

これらの理由についても、所得の配分の分析を行う中で、今後、さらに検証が必要である。

(2) 平成19年以降の小作料水準の変化

「米価下落の影響で下がった」という回答はあったが、今のところ、経営所得安定対策の導入や集落営農組織の立ち上げによる小作料等への影響は把握されていない。今後さらに推移を見守る必要がある。

まとめ

以上、総括的に集落営農組織の動向とその影響を整理した後、個別課題毎に、集落営農組織における動向とその特徴を見てきたが、最後に、平成20年度における調査・分析の結果を、経営の安定化・発展の方向性、法人化に向けた取組、組織再編の動き、というくくりで横断的に総括し、今後の研究課題についても整理する。

(1) 集落営農組織の経営の安定化・発展の方向性

前身組織の有無、あるいはすでに集落営農組織として経営実態があったなど、集落営農組織の立ち上げ前の状態の違いにより、その後の経営の安定化・発展のための取組みの内容に違いが見られた。このため、集落営農組織が組織としての一体性を強めていくのに応じて、次第に経営の安定化・発展の方向性が変わっていくと考えられる。こうした安定化や発展の方向性のシフトに合わせて、地域農業や農業経営に対して効果が現れ、それが次第に大きくなることが予想されるので、この点を、地域の農業生産や農業構造の変化を把握しながら、検証していく必要がある。

また、組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いを踏まえた類型毎の分析では、この1年間だけでも、その運営目的に沿った経営の安定化や発展が見られた。他方、目指す方向を決めかねている組織では、取り組まれている割合は低いものの、経営の安定化や発展に向けて様々な取り組みが模索されていた。今後、目指す方向を決めかねている組織の運営状況をしっかり把握・分析し、そうした組織が経営の安定化や発展に取り組んでいくための糸口を提供する必要がある。

さらに、この経営の安定化・発展の方向性については、組織の運営目的だけでなく地域性も大きく影響していることが分かった。中山間地域に立地する集落営農組織では、平地農業地域に立地する組織に比べて農地の維持・保全を目的とした組織が多く、経営所得安定対策だけでなく、中山間直払いや農地・水対策にも取り組まれていた。今後は、こうした地域対策と組織活動をいかに緊密に連携させていくかを明らかにしていく必要がある。

他方、経営の発展の一つの方向である経営の複合部門、多角部門の導入においても、組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いによる取組状況の差が生じることのほか、地域性による違いも見られた。今後は、こうした運営目的や地域特性も踏まえ、それぞれの組織に適した複合部門、多角部門の導入のあり方を整理していく必要がある。

(2) 法人化に向けた取組

組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いを踏まえた類型毎の分析では、農地の維持・保全を目的とした担い手主体型の組織（農地維持・担い手型）で、法人化した組織の割合が最も高く、平成 19 年度以降においての法人化の動きでも最も活発であった。これに対して、生産性向上等による所得の増加を目的とした全戸共同型の組織（所得増・全戸型）では、法人化した組織の割合も少なく、今後についても、法人化に対して消極的な組織の割合が高かった。

この背景としては、

「農地維持・担い手型」の組織の性格を踏まえれば、中心となる担い手の人数が絞られていて合意が得られやすく、組織の運営目的が「農地の維持・保全」なので、地域の地権者からの合意を得られやすい。これに対して、「所得増・全戸型」は、組織に参加している戸数も多く、目的が地権者から見ると合意を得にくい。

本調査対象組織のうち中山間地域に立地する組織では、平地農業地域より、法人化している組織の割合が高かった。「農地維持・担い手型」に含まれる組織の割合は中山間地域で高く、「所得増・全戸型」に含まれる組織の割合は平地農業地域で高くなっている。

といった理由が考えられるが、今後さらに検証が必要である。

また、全体的には、プール計算を実現している組織ほど法人化している組織の割合が高かった。しかしながら、「農地維持・担い手型」では、法人化した組織の割合が最も高いにもかかわらず、米を含めたプール計算ができていない組織が多かった。逆に、「所得増・全戸型」では、米も含めたプール計算が実現している組織の割合が最も高いにもかかわらず、法人化が進んでいない。これは、「農地維持・担い手型」では、米についても全面的にプール計算して法人化することについて合意が得られなかったが、法人化することを優先した組織が多かったことが考えられ、また、「所得増・全戸型」では、米のプール計算が実現したにもかかわらず、それが法人化の契機にはならなかった組織が多かったことが考えられる。これらの点についても、その理由について、今後さらに多角的に検証していく必要がある。

(3) 組織再編の動き

本調査対象 77 組織のうち、54 組織が経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられたばかりの組織であるにもかかわらず、同対策導入の 1 年後に、早くも、組織の規模が大き過ぎると感じて、分割を予定しているものが 1 組織、分割を視野に入れているものが 2 組織ある一方で、経営規模が小さ過ぎると感じて、他の組織との統合を予定しているものが 4 組織、統合・連携を視野に入れているものが 14 組織ある。これらも含め、調査対象組織の 3 分の 1 が、現行組織の再編を視野に入れたり、すでに再編に着手していた。今後、経営所得安定対策の導入後、時間を経るにつれて、こうした再編の動きはさらに具体化するものと考えられる。

この再編によって、どのような組織が新たに生まれてくるのか。また、認定農業者が集落営農組織に新たに参加したり、あるいは脱退したりすることが、組織にどのような影響を与えるのか。今後の組織再編の動きをフォローし、これらの点を明らかにしていく必要がある。

[注]

- (1) 農林水産政策研究所「集落営農組織へのアンケート調査結果（平成 20 年 5 月実施）の公表について」（20 年 8 月 12 日公表）
- (2) 本調査では、北海道の調査対象が 2 組織だけであるので、地域ブロック別の図表からは、北海道を除いてい

る。また、東海についても、調査対象組織が6組織のみであり、そのうちの半数を三重県の中山間地域に立地する3組織が占めているので、同地域のデータについては、地域特性を反映したものとは言えないことに留意する必要がある。

- (3) ここでは、オペレーターの数に参加農家戸数に比べて著しく少ない組織は「担い手主体型」に、オペレーターの数 参加農家戸数という組織は「全戸共同型」にそれぞれ分類したが、オペレーターの数も、オペレーターの数 + 補助作業員の数 参加農家戸数という組織は、全戸が農作業を共同で行っていると見なし「全戸共同型」に分類した。また、いわゆる「枝番方式」で、実質的には個別作業が維持されている組織も「全戸共同型」に分類した。
- (4) 今回の分類では、最も重視した運営目的として「農業の担い手の育成・確保」を挙げた10組織については、集落外等からの若い担い手の確保のため、収益性の向上、所得の拡大等が必要としている3組織を「 」に分類し、その他、農地の維持・保全、地域農業の維持等のために、「担い手の確保が必要」と回答している7組織を「 」に便宜上分類した。
- (5) ここで分析した経営の安定化・発展については、調査対象者に選択肢を設けて直接回答してもらった結果ではなく、できるだけ客観的に相互に比較できるよう、調査票に記入された定量的なデータに基づき、以下のよう具体的に定義して、進展の有無を整理した。
 -) 機械の共同利用の増加
19~20年度にかけて、組織が所有する共同で利用するための農業機械の台数が増加した場合、もしくは個別農家の所有する機械の処分が進んだ場合、もしくは共同で利用する農業機械の効率化が図られた場合
 -) 50歳未満のオペレーターの確保・増加
19~20年度にかけて、50歳未満のオペレーターの人数が増えた場合
 -) 農地・農作業の引き受け、利用集積の進展
19~20年度にかけて、農地の利用権設定面積、作業受託面積が増加した場合、もしくはリタイアして組織から抜ける農家の農地を組織が引き受けた場合、もしくは団地化・ブロックローテーション化が新たに実現した場合
 -) 複合部門・多角部門の導入・拡大
19~20年度にかけて、複合部門もしくは多角部門が新たに導入された場合、もしくは取組規模が拡大した場合
 -) 組織設立後の法人化
19年4月以前に設立された組織が、19年5月以降、法人化した場合
- (6) 悪化している例としては、役員間に組織の運営面での対立があり解散の危機に面している組織、法人化に対する参加農家間の温度差から組織再編が話し合われていて組織が休止してしまっている組織、個別に経営所得安定対策に加入するための農家の脱退が相次ぎ経営面積等が減少している組織等がある。
- (7) 各集落営農組織の代表者からの「今後の意向」についての聞き取り結果による。
- (8) この類型の組織の4割強がすでに複合部門を持っており、2割強が導入予定となっている（他の類型に比べて群を抜いて多い）。また、各集落営農組織の代表者からの園芸部門、多角部門に関する今後の事業展開についての聞き取り結果を見ても、「複合部門、多角部門の拡大に力を入れる」旨の回答をしている組織が多くなっている。
- (9) 平成20年集落営農実態調査による任意組織の経営所得安定対策の加入率は、平地農業地域が52%であるのに対し、中山間地域は20%と極めて低い。なお、法人の加入率はそれぞれ91%、80%である。
- (10) 平成20年産から市町村特認制度が導入され、市町村が適当と認めれば、面積規模に関係なく経営所得安定対策に加入できることになっている。

-
- (11) 任意組織については、制度上、組織として利用権を設定することはできないが、組織の代表者や役員に利用権設定を行うこと等により利用集積を進めている組織がある。
- (12) 農林水産政策研究所「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する報告」（平成 21 年 3 月）においては、調査対象組織のうち、東北、北陸の組織の 90% で、複合部門もしくは多角部門を導入したり、今後導入することを志向していることを紹介。
- (13) 「余剰労働力の活用」、「高齢者の生き甲斐づくり」、「女性の活用」の 3 回答の合計（択一回答の単純合計）。
- (14) 「オペレーターの労働に見合う収入の確保」、「役員報酬のための財源の確保」、「消費税・法人税の財源確保」、「赤字にならない経営でないと法人化は難しい」の 4 回答の合計（複数回答の合計なので、重複回答は除して合計）。
- (15) 「実態の営農は個別作業なので法人化は難しい」、「稲作では法人化に対して構成員の反対が強い」の 2 回答の合計（複数回答の合計なので、重複回答は除して合計）。